

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ
戦没者等の遺族の皆さんへ
特別弔慰金が支給されます

平成17年4月1日〜平成21年3月31日の間に戦没者等のご遺族（妻や父母など）が亡くなられたことで、平成21年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金の受給権者がいない場合に限り、第9回特別弔慰金が支給されます。

※前回までの特別弔慰金受給権者（時効による失権を含む）は対象となりません。

■支給対象者
次の順番による先順位の戦没者等の死亡当時のご遺族お一人に対して支給されます。

(1) 弔慰金の受給権者

- (2) 戦没者等の子
戦没者等と生計を共にしており、かつ戦没者等と氏名が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (3) ③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (4) ①〜④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族
- 支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債
- 請求期限 平成24年4月2日（請求期限を過ぎると受給資格が消滅します）
- 問合せ
○市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係
TEL0897-52-1288
○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

戦時衛生勤務に従事された方へ
内閣総理大臣名の書状贈呈

先の大戦において、外地等の事変地または戦地の区域に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社看護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対し、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

■請求期限
平成23年3月31日

※書状贈呈の請求書は市庁舎別館社会福祉課・各総合支所市民福祉課にあります。

■問合せ 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当
TEL03-5253-5182

6月の市税ごよみ

19日 軽自動車税全期分の督促状の発送

30日 市県民税第1期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

定額給付金、子育て応援特別手当の申請はお済みですか？
申請期間は平成21年10月15日(木)まで！

定額給付金、子育て応援特別手当の申請書を、去る4月15日(木)に発送しましたが、申請はお済みですか？

申請期間は、平成21年10月15日(木)までです。

申請をまだ済まされていない方は、早めに申請をしてください。

■申請書が届いていない方はご連絡ください

西条市で定額給付金、子育て応援特別手当の給付対象になると思われるのに、申請書が届いていない方は、早急に西条市役所定額給付金事務局へご連絡ください。

「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」防止のため
電話によるお問い合わせは一切行いません！

振り込め詐欺、個人情報の詐取などの防止を図るため、市へ提出された申請書類に記入漏れなどの不備があった場合は、市から電話によるお問い合わせは一切行わず、郵送のみでやりとりをさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

国や県、市（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりした場合は、西条市役所定額給付金事務局または最寄りの警察署へご連絡ください。

定額給付金、子育て応援特別手当の担当窓口 【窓口開設時間】月～金曜日（祝日除く） 8時30分～17時15分

- 西条市役所 定額給付金事務局（市庁舎別館5階）
TEL0897-52-1492 TEL0897-56-5316 TEL0897-56-5317 ※いずれの番号も直通で事務局につながります。
- 東予総合支所（3階）、丹原総合支所（1階）、小松総合支所（1階）